



その道路は事前協議が必要です!!

～狭あい道路の拡幅等に関する条例を施行します～



令和6年7月1日から、狭あい道路の後退用地に接する敷地に建物を建てる際には事前協議が必要となり、後退用地などに支障物件を設置することが禁止されます。

■狭あい道路とは…

建築基準法で定められた、幅員が4mに満たない道路を指します。
この道路に接して建物を建てる場合は、原則セットバックが必要です。

■後退用地とは…

幅員が4mに満たない道路で、元の道路中心線から2m後退（セットバック）した線が後退線となり、**現状の道路と後退線との間の土地を後退用地といいます。**

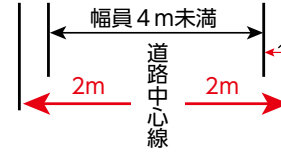
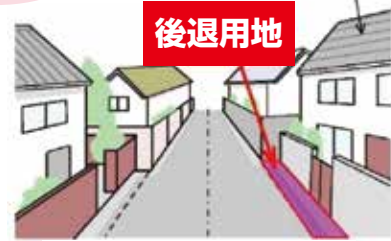
※後退線は、崖や川などがある場合、必ずしも道路中心線から計測するとは限りません。

建て替え前

建替予定の
既存建物

建て替え後

後退後の
新規建物



セットバック部分



何が変わるの？

1 事前協議の義務化

建築主は、狭あい道路の後退用地に接する敷地に建物を建てようとする場合には、建築確認申請を提出する前に、本市と後退用地に関する事前協議を行う必要があります。
事前協議では後退用地の範囲などを協議します。

建築主

建築の計画



義務化

市へ事前協議の申し入れ



建築主

建築確認申請



正当な理由なく事前協議の申し入れをしない場合、勧告・公表の対象となります！

2 支障物件の設置の禁止

狭あい道路と後退用地などに、緊急自動車や日常の通行の支障となるものを設置することが禁止となります。



支障物件の例

- ・プランター
- ・花壇
- ・自動販売機 など



この規定に反した場合、勧告・命令の対象となります！

問い合わせ…建築安全課 ☎048-242-6344 FAX048-285-2003